

〈特 集〉

弁護士活動の国際展開と弁護士会の役割

日弁連の「国際戦略 (MISSION STATEMENT)」

経済活動のグローバル化の進展とともに、法や法制度も国際化の一途を辿っている。その渦の中で、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の一層の国際化を実現するために、2015年4月、日弁連の新たな組織として、国際戦略会議が発足した。同会議においては、会長を中心とした日弁連執行部が、弁護士・弁護士会の国際活動に対して、より積極的に関与し、国際人権分野をはじめとする多岐にわたる諸課題について継続的に取り組んでいる各種関連委員会と連携を取りながら、基本的人権の擁護及び社会正義の実現という日本の弁護士の使命に基づき、グローバル化された社会における日本の弁護士の公益的な活動及び活動領域の拡充の達成を目指して、様々な活動に取り組んでいる。

2016年2月には、日弁連の国際活動における理念を明確化し、それに基づく基本目標及びそれを実現するための具体的な施策を展開するための「国際戦略 (MISSION STATEMENT)」を策定し、公表した。本特集では、日弁連及び弁護士の国際活動を、国際戦略における3つの基本目標に照らしつつ、各種取組の現状や実績等について紹介する。

国際戦略

2016年（平成28年）2月18日
日本弁護士連合会

当連合会は、日本における弁護士の強制加入団体として弁護士全体を代表する立場にあり、高度の自治とあらゆる権力からの独立性を有している。当連合会は、日本における弁護士が、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命を有していることを踏まえ、法の支配の実現を目指し、また平和を希求してきた。当連合会は、人々の活動、そしてそれを支える経済がますますグローバル化し、それに伴い、法や法制度もますます国際化する中で、今後も、この使命を自覚し、これまでの歩みを基礎に、国際的な信頼を築き上げるための積極的な活動を行う。

また、当連合会は、グローバル化・国際化の中で、個々の会員が、上記使命に基づき、効果的に、公益活動を行うとともに活動領域を拡充できるよう、制度的な支援を行っていく。

具体的には、以下のものが含まれる。

国境を越えた弁護士活動の職業倫理についての提言・研修、弁護士の独立・法の支配・基本的人権の普遍の実現を目指した諸活動、外国（地域）弁護士会、国際法曹団体、国連等の国際機関との交流・連携、法的サービスの受益者である内外の法人・個人からの国際化の中で生ずる需要への対応、国際的な分野での法的サービスの提供の拡充のための基盤強化の支援等。

基本目標

1 公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動

- (1) 国際人権基準及び国際人権機構の強化発展に貢献し、国際人権基準に基づいて国内外における人権課題に関する活動や人権侵害に対する救済活動に取り組む。
- (2) 外国における法制度整備、弁護士養成、弁護士会の設立等の支援を推進する活動を強化する。
- (3) 弁護士倫理の確立、弁護士の社会的貢献を推進する活動を強化する。
- (4) 国際人権法の専門知識と経験を備えた弁護士層及び(2)及び(3)記載の活動に参加する能力を有する弁護士層を養成し、拡大する。

2 弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動

- (1) 国際社会における弁護士業務のあり方、弁護士会のあり方につき、業務規制、弁護士倫理の確立等の観点において、国際的知見に学び、これを会員に還元する。
- (2) 国際化に対応するための組織体制を確立し、国際的に情報発信を行い、国際法曹団体や国際機関と連携し、もってルール・メイキングに積極的に関わる。
- (3) 上記の活動を行うに際して、人種、ジェンダー及び法文化等に関する多様性に対する認識を高め尊重し受容するとともに、国際的な意思決定過程においてかかる多様性及び地理的バランスが確保されるよう追求する。

3 社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動

- (1) 法人（日本法人及び外国法人）・個人（外国人及び民族的少数者を含む）を問わず、国際化の中で求められる法的サービスに関する日本における弁護士及び司法制度へのアクセスを向上させる。
- (2) 国際化の中で生ずる法的サービスに係る専門知識と経験を備えた弁護士層を養成し、拡大し、活動領域拡充の基盤強化のための支援を行う。

MISSION STATEMENT ON INTERNATIONAL AFFAIRS

February 18, 2016

The Japan Federation of Bar Associations

The JFBA, being an organization of mandatory membership, represents all attorneys in Japan and maintains a high level of self-governance and independence from any other authority. On the basis that attorneys in Japan are entrusted with the mission to protect fundamental human rights and to achieve social justice, the JFBA has sought to achieve the rule of law and the realization of peace. While recognizing that activities of people, as well as the economy underpinning them have been globalized, and that laws and legal systems have accordingly become internationalized, the JFBA is committed to continue to actively strive to enhance its reputation at the international level, bearing in mind its mission and based on the path it has taken.

The JFBA will provide institutional support to its members to facilitate effective engagement in public-interest activities and to expand fields of practice and activities based on the above-mentioned mission in the era of globalization and internationalization.

Specifically, such support includes the followings:

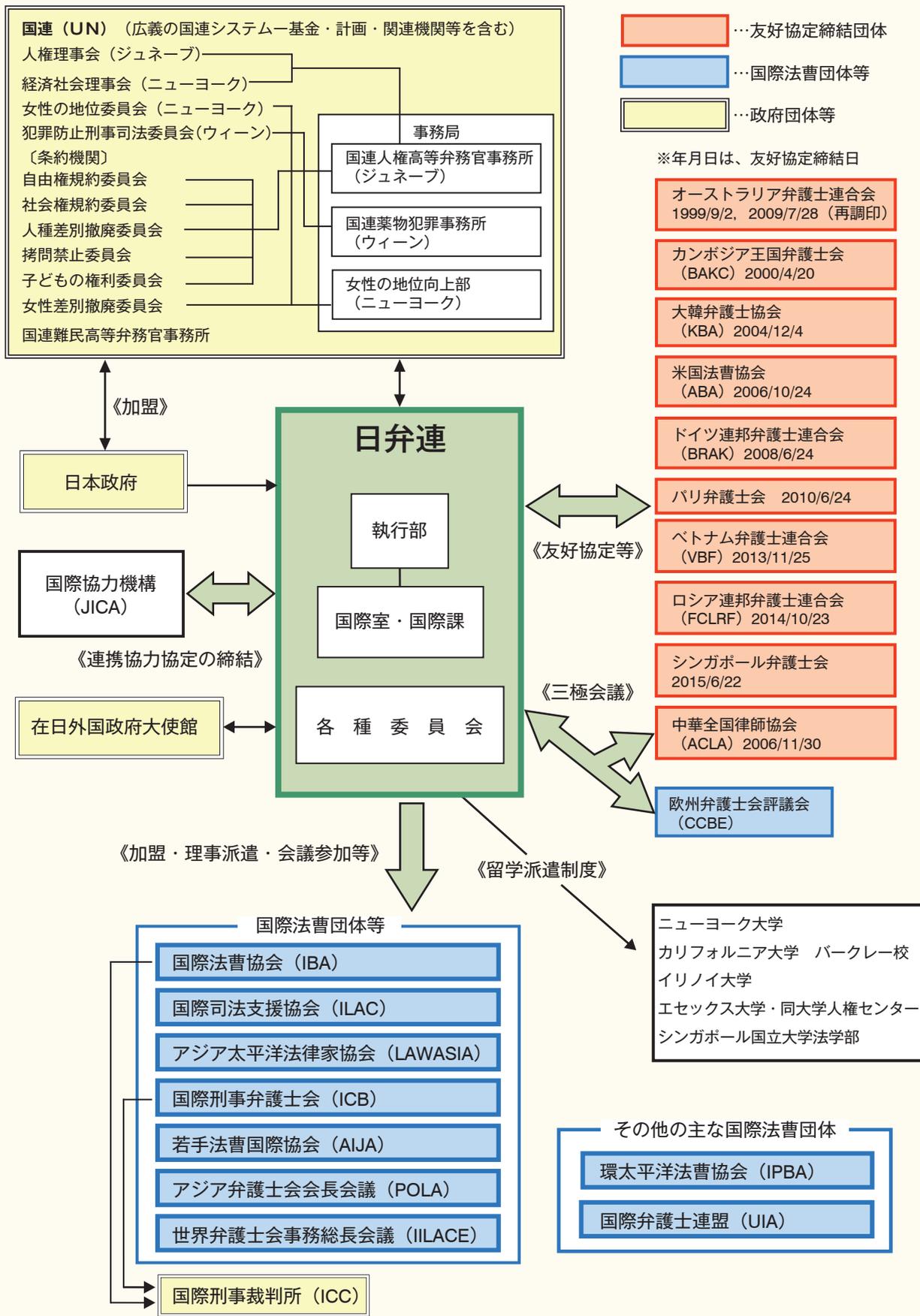
To make proposals and provide training on professional ethics of cross-border activities of attorneys; to engage in activities aiming at the universal achievement of the independence of attorneys, the rule of law, and fundamental human rights; to exchange and cooperate with bar associations and law societies in foreign countries and jurisdictions, international bar organizations, and international organizations, such as the United Nations; to address the needs of corporations and individuals inside and outside Japan that are recipients of legal services arising within internationalization; to provide support to strengthen the base for expanding the supply of legal services in the internationalized field; etc.

FUNDAMENTAL PURPOSES

- 1 Activities relating to public-interest, human rights, achievement of the rule of law, etc.
 - (1) To contribute to strengthening and developing international human rights standards and international human rights mechanisms and to engage in activities that address human rights issues inside and outside of Japan and provide remedies for human rights violations.
 - (2) To enhance activities supporting the development of legal systems, training of attorneys, and establishing bar associations in foreign states.
 - (3) To enhance activities such as establishing a professional ethics for attorneys and promoting attorneys' contribution to society.
 - (4) To train and expand a pool of attorneys with full expertise and strong experience in international human rights law and a pool of attorneys competent to participate in the activities described in (2) and (3) above.
- 2 Activities relating to the legal profession and the role of bar associations
 - (1) To accumulate and provide to our members knowledge and experience at the international level on the models of practices of attorneys and the models of bar associations in internationalized society in terms of regulation of practice, establishing of professional ethics for attorneys, etc.
 - (2) To actively engage in setting standards by strengthening our organizational structure to respond to internationalization, disseminating information internationally, and cooperating with international bar organizations and international organizations.
 - (3) To raise awareness of, respect for, and acceptance of diversity with regard to race, gender, and legal culture, etc. in the course of the above activities as well as to endeavor to reflect such diversity and geographical balance in decision making processes at the international level.
- 3 Activities to strengthen the structure to provide legal services to meet various legal needs in society
 - (1) To improve access to attorneys and the judicial system in Japan for both corporations (both Japanese and foreign corporations) and individuals (including foreign nationals and ethnic minorities) with regard to the legal services expected within internationalization.
 - (2) To train and expand a pool of attorneys with full expertise and strong experience with regard to the legal services arising within internationalization and to provide support to strengthen a base for expanding practice areas of attorneys.

日弁連の国際活動相関図

(2016年10月31日現在)



第 1 章

公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動

国際戦略の基本目標より

1 公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動

- (1) 国際人権基準及び国際人権機構の強化発展に貢献し、国際人権基準に基づいて国内外における人権課題に関する活動や人権侵害に対する救済活動に取り組む。
- (2) 外国における法制度整備、弁護士養成、弁護士会の設立等の支援を推進する活動を強化する。
- (3) 弁護士倫理の確立、弁護士の社会的貢献を推進する活動を強化する。
- (4) 国際人権法の専門知識と経験を備えた弁護士層及び (2) 及び (3) 記載の活動に参加する能力を有する弁護士層を養成し、拡大する。

第 1 節 国際人権活動

1 現在の日本の状況・直面している問題

(1) 国際人権分野における日本の現状

日弁連は、1988年の人権神戸宣言において、「国際人権規約や人権関係諸条約の完全な実施とともに、国家による人権保障を国際的監視のもとに置く人権の国際的保障体制の確立が今、必要とされている。現在は人権を国際的な視野でとらえ、国際的な手段でこれを擁護する実践の段階である。」と宣言した。

しかし、この宣言から30年近く経過した現在、人権状況に改善が見られた課題もある一方、いまだ国際人権保障の水準に達していない分野も多く、さらに重大かつ深刻な人権侵害が生じている課題も新たにあり、また、国際人権の問題は日本国内に限定されるものではなく、海外における人権侵害や法の支配の確立に対する対応も日本の課題である。

(2) 直面している課題

このような現状において、国際人権分野で直面している喫緊の課題としては、国際人権諸条約が定める個人通報制度の実現が挙げられる。また、国際人権規範が裁判所における規範として尊重されるようになるための、司法関係者や警察官、刑務官などの公務員に対する人権教育及び啓発の推進の必要性についても繰り返し課題として指摘されている。

さらに、日弁連が従前から行ってきた国連人権条約機関や国連人権理事会といった機関に対する情報提供や働きかけについても、これらの機関による総括所見等の公表のみならず、これらに記載された勧告等を日本国内で活用して人権水準を向上するため、継続的なフォローアップが必要とされている。

(3) 日本の弁護士会や弁護士に求められる役割

人権状況を改善していくためには、国内法による国内的人権保障システムと国際人権法による国際的人権システムのいずれもが十分に整備され、かつ、有効に機能することが必要不可欠である。弁護士会や弁護士においては、これらのシステムの確立のためのさらなる取組が求められている。

2 国連・国際会議を舞台とする活動

日弁連は、国連の経済社会理事会により承認された NGO 協議資格を有しており、国連人権理事会、国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）、国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）、国連女性の地位委員会といった国連の諸会議に代表団を派遣し、国際的な動向について情報収集を行うとともに、会議においてスピーチを行うなどして意見を表明している。また、現地において、日弁連の取組を紹介するなどのサイドイベントを開催することにより、日本における人権状況について情報提供を行うとともに、各国の関係者と情報交換を行う等の活動を行っている。

以下は、直近3年間に代表団を派遣した国連の主な会議である。

資料 特1-1-1 直近3年間に日弁連から代表団を派遣した国連の主な会議（2014年～2016年）

開催年月	会議名（開催地）
2014年3月	第58会期国連女性の地位委員会（アメリカ・ニューヨーク）
2014年5月	第23回国連犯罪防止刑事司法委員会（オーストリア・ウィーン）
2014年6月	国連人権理事会・平和への権利作業部会第2会期（スイス・ジュネーブ）
2014年7月	国連自由権規約委員会第111会期（スイス・ジュネーブ）
2014年9月	国連人権理事会第27会期（スイス・ジュネーブ）
2014年10月	国連越境組織犯罪防止条約に関する第7回締約国会合（オーストリア・ウィーン）
2015年3月	第59会期国連女性の地位委員会（アメリカ・ニューヨーク）
2015年4月	第13回国連犯罪防止刑事司法会議（カタール・ドーハ）
2015年4月	国連人権理事会・平和への権利作業部会第3会期（スイス・ジュネーブ）
2015年5月	第24回国連犯罪防止刑事司法委員会（オーストリア・ウィーン）
2016年2月	国連女性差別撤廃委員会（スイス・ジュネーブ）
2016年3月	第60会期国連女性の地位委員会（アメリカ・ニューヨーク）
2016年5月	第25回国連犯罪防止刑事司法委員会（オーストリア・ウィーン）

国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ、国連の主要な機関である。国連の全加盟国の人権記録を4年ごとに審査する「普遍的・定期的審査（UPR）」を担う。

国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）

犯罪防止・刑事司法の分野における最大の国際会議で、1955年以来5年ごとに開催されている。日本政府の招聘により、次回の第14回会議は、2020年に日本で開催されることが決まった。

国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）

国連経済社会理事会の委員会の一つで、犯罪防止・刑事司法分野における国連犯罪防止計画の実施及びその見直し等を任務としている。会議は毎年1回ウィーンで開催され、コンGRESが大綱の策定などを行うのに比べ、より具体的な取組について検討している。

国連女性の地位委員会

国連経済社会理事会の委員会の一つで、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、国連経済社会理事会に対して勧告・報告・提案を行うことを任務としている。会議は、毎年2～3月頃にニューヨークの国連本部において、2週間の期間で開催されている。

3 国際人権条約機関・UPRに関する活動

国際人権条約の締結国である日本は、自国の人権状況について、条約機関に定期的に報告を行い、条約機関はそれに基づいて審査を行う。日弁連は、そうした政府報告書に対する「日本弁護士連合会報告書（以下「日弁連レポート」という。）」を作成し、各条約機関に提出するとともに審査に立会い、各条約機関の総括所見をフォローアップし、国内の人権基準の向上のために活用している。また、日弁連は、2006年の国連人権機構改革により新設された人権理事会が担う普遍的定期的審査（約4年ごとに全ての国連加盟国の人権状況が審査されるもので、UPRという。）に関し、人権理事会に文書による情報提供を行うとともに審査に立会い、意見を表明する等の活動を行っている。

資料 特1-1-2 国際人権文書（条約及び規約）に関する日弁連レポート等

(2016年10月31日現在)

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（日本は1979年に批准）

1993年4月（第3回）／1998年9月（第4回）／2007年12月（第5回）／2008年8月（第5回アップデート版）／2010年1月（第5回総括所見に対する日本政府コメントに関する意見書）／2013年5月（第6回会期前作業部会に対する報告書）／2014年3月（第6回）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（日本は1979年に批准）

2001年3月（第2回）／2012年2月（第3回会期前作業部会に対する報告書）／2013年1月（第3回）

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）（日本は1985年に締結）

1993年12月（第3回）／2001年11月（第4回）／2003年5月（第5回）／2008年9月（第6回）／2009年5月（第6回アップデート報告）／2011年7月（第6回最終見解のフォローアップに関する報告書）／2012年11月（第6回最終見解の追加的報告に関する報告書）／2015年3月（第7・8回会期前作業部会に対する報告書）／2015年12月（第7・8回アップデート報告）

子どもの権利に関する条約（日本は1994年に批准）

1997年6月（第1回）／2003年5月（第2回）／2009年7月（第3回）／2010年1月（第3回追加報告書）

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（日本は1995年に加入）

2001年1月（第1・2回）／2009年6月（第3・4・5・6回）／2010年2月（第3・4・5・6回追加報告書）／2014年3月（第7・8・9回）

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）（日本は1999年に加入）

2007年1月（第1回）／2008年9月（「拷問禁止委員会の最終見解に対する日本政府コメント」に対する報告書）／2013年2月（第2回）／2015年7月（拷問禁止委員会の「第2回最終見解に対する日本政府コメント」に対する報告書）

資料 特1-1-3 普遍的定期的審査（UPR）に関する活動

(2016年10月31日現在)

2007年2月 普遍的定期的審査についての日弁連意見書作成（第4回人権理事会へ提出）

2008年2月 国連人権高等弁務官事務所が作成する「日本に関する人権状況要約書」のための日弁連レポート作成

2008年3月 日本の普遍的定期的審査及び普遍的定期的審査の様式についての日弁連意見書作成（第8回人権理事会へ提出）

2011年2月 人権理事会レビュー普遍的定期的審査に関する意見書作成（第16回国連人権理事会事務局へ提出）

2012年4月 国連人権高等弁務官事務所が作成する「日本に関する人権状況要約書」のための日弁連レポート作成

第2節 国際協力活動

1 現在の日弁連の取組・弁護士役割

日弁連では1990年代から国際交流委員会を中心に、主としてアジア諸国に対する国際司法支援活動を行うようになったが、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする人権NGOとして、政府とは異なる立場で国際司法支援活動を行っているとの考えから、2009年に「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」（2009年3月18日理事会決議）を定めた。同方針では、日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的として、政治的中立性を保ちつつ、最終的な受益者である市民の自立支援のために行うべきこと、人権の擁護者として、また司法アクセスの担い手として、重要な役割を持つ対象国の弁護士及び弁護士会に対する協力や弁護士制度の構築への助言を積極的に推進すべきことなどが示され、これに沿った活動が続けられている。

2 途上国弁護士会等の支援プロジェクトの実績（国別）

日弁連は、国際戦略及び国際司法支援活動の基本方針に従い、主に途上国の弁護士会との間で協力プロジェクトを実施している。主な活動の分野は、①司法アクセスの向上及び②法曹養成制度の運営・改善であり、日弁連独自あるいは独立行政法人国際協力機構（JICA）など国内諸機関と連携しながら、国際交流委員会国際司法支援センターを中心にプロジェクトの立案・実施が行われている。支援活動に必要な資金は、日弁連内に設置されている国際協力活動基金から支出されているほか、JICAや外部財団からの資金調達も行われている。

カンボジアについては、2001年から2010年までカンボジア王国弁護士会支援プロジェクトを実施し、主に同国の弁護士養成校における教育改善を支援した。また、ラオス弁護士会とは、2012年から協力プロジェクトを実施しており、同弁護士会による移動法律相談の支援や、新たに設立された司法研修所における弁護修習の改善に共同で取り組んでいる（詳しくは資料 特1-2-1 及びコラムを参照されたい）。

今後も、各国の司法セクターの状況に即した協力プロジェクトを、必要な資金調達の多様化も図りながら実施していく予定である。

資料 特1-2-1 途上国弁護士会等の支援プロジェクトの実績

(2016年7月1日現在)

カンボジア	
日弁連の司法支援活動において、カンボジア王国に関係する活動が一番長い歴史を有している。具体的な活動は以下のとおり。	
1996年～2000年	国際協力事業団（現：独立行政法人国際協力機構（JICA））主催第1回～第5回カンボジア司法支援研修への協力。
1999年～現在	カンボジア司法省に対し継続的に会員を派遣し（合計10名、うち9名は日弁連推薦）、民法及び民事訴訟法の起草を支援。また、民法・民事訴訟法の起草支援、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトにおいて、会員が国内支援委員会等の委員となっているほか、JICAや法務省法務総合研究所主催の研修が国内で行われた際には、講師を派遣している。
2000年10月	カンボジア人弁護士を対象としたセミナーを開催。
2001年～2002年	JICA小規模パートナー事業として、弁護士会司法支援プロジェクトを実施（弁護士養成セミナーの開催・法律扶助制度の制度提案）。
2002年～2005年	JICA開発パートナー事業として弁護士会支援プロジェクトを受託・採用・実施（弁護士養成校の運営指導、弁護士の継続教育、ジェンダー・トレーニング等）。
2007年～2010年	JICAから弁護士会司法支援プロジェクトを受託・実施（弁護士養成校支援、弁護士の継続教育等）。2008年から2010年、会員1名がJICA長期専門家として赴任。
2012年～現在	おおむね年1回程度、会員が現地に渡航し、弁護士養成学校で特別講義を実施している。

ベトナム

JICAによるベトナムの法整備支援プロジェクトは、民法改正等の立法支援、法曹養成支援、弁護士会支援等が含まれており、日弁連は、1995年より、同プロジェクトに対し、国内支援委員会に委員を派遣し、またJICA長期専門家としてこれまで合計9名の会員を派遣している。さらに、同国でのJICA主催のセミナー及び本邦での研修に、多くの会員が講師として参加している。2009年5月には、日弁連の支援により、同国初の統一弁護士会が設立された。また同年以降、JICAから業務委託を受けてベトナム弁護士連合会の会員等を日本に招き、弁護士会の組織運営や弁護士能力強化の研修プログラムを行っている。

ラオス

日弁連では2000年5月に同国に関する司法調査を実施した。その結果も踏まえて以下のような協力活動を実施している。JICAの同国に対する法整備支援プロジェクト及び法律人材育成強化プロジェクトに協力し、これまで短期の専門家として4名、長期の専門家として3名の会員が活動している。加えて、法務総合研究所等からの要請による国内での研修に講師を派遣してきたが、現地の弁護士数はいまだ200名程度である。日弁連は、2012年から、公益財団法人東芝国際交流財団の助成を受けつつ、ラオスの司法アクセス改善や弁護士養成のためのカンファレンス、ラオス現地での研修やラオス弁護士会会員を日本へ招聘しての本邦研修の実施などの支援活動を行っている。

モンゴル

モンゴルでは、JICAにより、2004年から2006年までアドバイザーの派遣、2006年から2008年には弁護士会強化計画プロジェクトが実施され、各1名の会員がJICA長期専門家として現地に赴任した。特に、モンゴル弁護士会の調停センターの支援では、日本での研修を含めてセンターの強化につき助言してきた。また、現地で行われたセミナーに、多くの会員が短期専門家として派遣された。2010年から2015年には、調停制度強化プロジェクト（フェーズ1・2）が実施され、会員1名が赴任し、モンゴル全国の一審裁判所に新たに調停制度を導入する支援を行った。この間、年に1回JICAから業務委託を受けて、モンゴルの司法関係者を日本に招き、調停制度に関する研修プログラムを行っている。2013年以降は、モンゴル弁護士会所属の弁護士が、毎年1回、約10名自費で来日し、国際交流委員会を中心に講義・見学と交流のプログラムを組んで、研修を受け入れている。

インドネシア

インドネシアでは、2007年からJICAの和解・調停制度強化支援プロジェクトに会員1名が赴任し、現地の最高裁判所などと和解調停規則の作成及び調停人の育成を行った。なお、2003年から2004年には、JICAインドネシア事務所の企画調査員として会員1名が赴任した。なお、2015年から開始された、JICAによる、ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトにおいても、会員が国内支援委員会委員となっている。

中国

中国にはこれまでJICA長期専門家として会員2名が赴任している。また、2007年から2010年まで実施された中国の民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトに委員を派遣した。2004年から2009年まで実施された経済法・企業法整備プロジェクトでは、多数の会員がJICA短期専門家として赴任した。さらに、JICA国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事訴訟法研究会でも会員が委員となっている。現在は、市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクトの長期派遣専門家として会員1名が現地に赴任している。

ネパール

JICAの民法起草支援に協力し、2010年7月から、JICA法整備支援アドバイザーとして、これまでに3名の会員が現地に派遣されたほか、2013年9月からは、ネパール最高裁判所に対しても、裁判所能力強化プロジェクトのJICA長期専門家として会員が赴任し、現在2人目が活動中である。

ウズベキスタン

ウズベキスタンには会員1名がJICA長期専門家として派遣され、倒産事件を扱う経済裁判所の裁判官が統一的な解釈・運用をできるよう、倒産法の注釈書作成に協力した。

ミャンマー

ミャンマーでは、2014年より会員1名がJICA長期専門家として赴任（※）し、同国の連邦法務長官府及び最高裁判所において、時代に適合した法整備及び運用を行うため、法案起草・審査能力の向上、人材育成などの支援活動を行っている。

コートジボワール

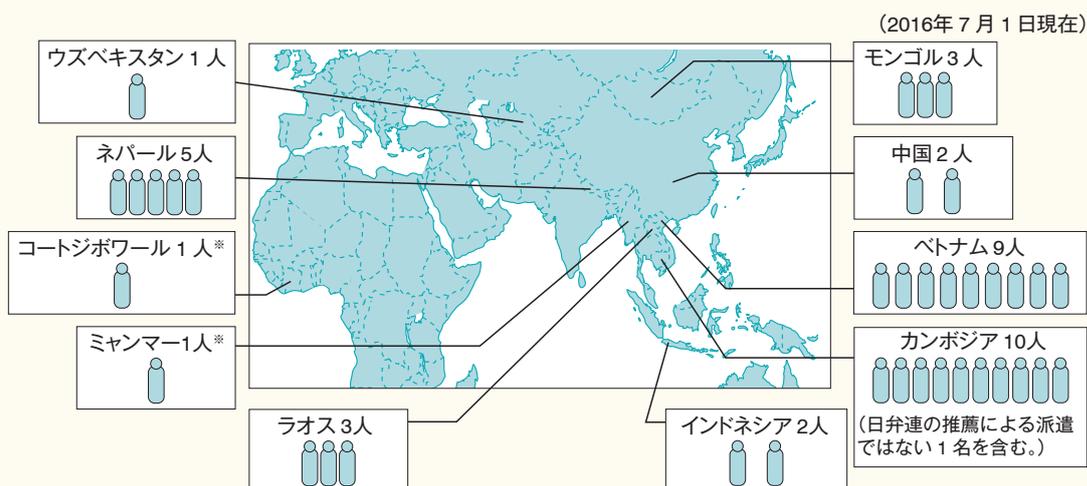
コートジボワールでは、2014年より会員1名がJICA長期専門家として赴任（※）し、仏語圏アフリカ8か国における刑事司法人材の能力改善や、国民の司法へのアクセス改善のための活動を行っている。

【注】※は日弁連の推薦による派遣ではない。

3 JICA（国際協力機構）長期専門家派遣の実績

日弁連は、1994年から国際協力活動を開始し、国内諸機関が各国から研修員を招聘して行う本邦研修への講師派遣、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、中国、ネパール等への長期専門家派遣等の協力を行っている。JICA 長期専門家派遣の実績については資料 特 1-2-2 及び資料 特 1-2-3 を参照されたい。

資料 特 1-2-2 JICA 長期専門家派遣の実績（国別派遣人数・累計）



【注】※は日弁連の推薦による派遣ではない。

資料 特 1-2-3 JICA 長期専門家派遣状況（2007年度～2016年7月1日現在）

派遣期間	派遣国	活動内容	修習期
2006年4月～2007年10月	ウズベキスタン	倒産法注釈書作成に対する助言	54期
2007年3月～2009年3月	インドネシア	和解・調停制度強化支援（裁判所付設の調停制度に関する最高裁判所規則改正、調停人研修カリキュラムの改善に対するアドバイス）	56期
2007年4月～2009年3月	ベトナム	法制度改革支援（主に民事判決執行法、不動産登記法、担保取引登記法）、司法制度改革（弁護士分野）に対するアドバイス	47期
2007年9月～2008年9月	カンボジア	法制度整備支援（民法附属法令の整備および関連法に関するドナー協調に関連する業務）	55期
2008年4月～2010年10月	中国	民事訴訟法・仲裁法改善支援・その他民事関係法（全人代との協議、求めに応じてのアドバイス等）	56期
2008年5月～2010年6月	カンボジア	弁護士会支援（弁護士養成校の運営向上、教材の改善等）	48期
2009年3月～2011年3月	カンボジア	附属法令起草支援（民法・民事訴訟法附属法令起草支援、援助協調）	50期
2009年5月～2011年3月	ベトナム	弁護士分野司法改革支援（カウンターパートに対するアドバイス、現地におけるワークショップの開催等）	44期
2010年3月～2012年3月	カンボジア	附属法令起草支援	60期
2010年5月～2015年12月	モンゴル	調停制度	60期
2010年7月～2017年5月	ラオス	民事法／法司法改革	57期
2010年7月～2013年9月	ネパール	法整備支援アドバイザー	57期
2011年1月～2013年10月	中国	中国民事訴訟法及び民事関連法	47期
2011年3月～2012年4月	ベトナム	弁護士能力強化／起草支援	58期

派遣期間	派遣国	活動内容	修習期
2011年3月～2013年3月	カンボジア	人材育成／附属法令起草支援／民事法実務	54期
2012年11月～2014年3月	ベトナム	弁護士能力強化／起草支援	58期
2013年3月～2016年9月	カンボジア	人材養成（民事法実務）	58期
2013年4月～2014年3月	カンボジア	人材養成（民事法実務）※	52期
2013年9月～2015年9月	ネパール	裁判所能力強化（事件管理／調停）	53期
2013年9月～2015年9月	ネパール	法整備アドバイザー	61期
2014年1月～2016年11月	ミャンマー	法案作成／法案審査／法的助言／人材育成※	59期
2014年3月～2018年3月	ベトナム	起草支援／弁護士能力強化	60期
2014年6月～2017年6月	中国	法整備アドバイザー	47期
2014年10月～2016年10月	ラオス	民事・経済関連法／法司法改革	62期
2014年12月～2016年12月	コートジボワール	司法アドバイザー※	42期
2015年9月～2017年3月	ネパール	裁判所能力強化（チーフアドバイザー）	57期
2015年9月～2017年8月	ネパール	法整備支援アドバイザー	60期
2016年3月～2017年3月	カンボジア	人材養成（民事法実務）	63期

【注】 ※は日弁連の推薦による派遣ではない。

コラム① モンゴルの調停への支援活動

岡 英男（大阪弁護士会）

モンゴルの裁判所に調停制度を導入することを目的とする JICA の技術協力プロジェクト、「モンゴル調停制度強化プロジェクト」は、2010年5月から2015年12月にわたって実施された。2015年の1年間で約1万5,000件の調停事件が処理されるまでになっている。

モンゴルの調停は同席で行われる点が特徴だ。DVなどを除くすべての調停事件は、手続の最初から最後まで当事者が同席する。モンゴルの調停は、普段なかなか難しい文字通り相手と向き合って話し合う機会を、制度として提供しようとしている。

モンゴルでは、それがよいとか悪いとかいう議論は全くなく、自然体で同席調停が導入された。日本でも完全には行われていない同席調停の試みに対し、モンゴルの司法関係者、裁判所利用者から自然な共感を得ることができたのは、それがこれまでの紛争解決手段の物足りなさや補うものであったからとも言えるだろうし、人とわかり合いたいといった人の本能に直結するものであるからとも言えるだろう。なお、調査によっても、同席調停で懸念される「相手に遠慮して言いたいことが言えない」といった問題はほとんど生じていない。

モンゴルでは、調停人のサポートによって、自らの主張を直接自分で説明し、相手の主張を直接聞き、双方が妥協するという、対話による紛争解決が実現できている。しかも、1回の調停期日で合意にする例が多い。モンゴルは同席調停導入の成功例と言えるだろう。当事者たちが主導して紛争を解決するという姿勢などは、日本も参考にすべき点と考える。



全国の調停人を集めた研修（調停人協議会）

コラム② ラオスにおける弁護士会支援と法曹養成

天野 麻依子（埼玉弁護士会）

2015年1月、ラオス人民民主共和国において、ラオスの未来の法曹を育てる新しい司法研修所が創立された。これまでラオスでは、裁判官・検察官・弁護士は、それぞれ別々に養成されており、その近隣諸国では、現在も個別養成システムを取る国が多い。そのような中、同国では、法曹三者をすべて同じ研修所で育成する、日本と類似の法曹養成制度が採用されるに至った。同研修所では、現役弁護士や検察官、大学教授が講師を務め、2015年入所の創立一期生としては約150名の研修生が入所した。

研修所の講師たちは皆、旧来の制度下で法曹になったため、自分たちは同様の研修を受けた経験を有しておらず、どのような授業を行えば実力の伴った法曹を育てられるのか、教え方も教材も手探りの中で日々奮闘している。

日弁連の国際交流委員会は、2012年からラオス弁護士会と協力関係を作り、主にラオス弁護士のスキルアップのための支援活動を続けてきた。2014年・2016年には、新司法研修所で講義を担当する弁護士たちを対象に、日本の司法研修所や法科大学院での講義や教育方法を伝える研修を行い、ラオスの未来の法律家作りに陰ながら協力している（当該活動資金の一部として、東芝国際交流財団からの支援をいただいている。）。日本の弁護士が、社会で信頼される存在になっていったように、ラオスでも、弁護士の存在や役割が広く一般に知られ、市民から頼られる存在になるよう、ラオスでの法の支配の確立に向けてこれからも共に頑張っていきたい。



司法研修所の校舎

第 2 章

弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動

国際戦略の基本目標より

2 弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動

- (1) 国際社会における弁護士業務のあり方、弁護士会のあり方につき、業務規制、弁護士倫理の確立等の観点において、国際的知見に学び、これを会員に還元する。
- (2) 国際化に対応するための組織体制を確立し、国際的に情報発信を行い、国際法曹団体や国際機関と連携し、もってルール・メイキングに積極的に関わる。
- (3) 上記の活動を行うに際して、人種、ジェンダー及び法文化等に関する多様性に対する認識を高め尊重し受容するとともに、国際的な意思決定過程においてかかる多様性及び地理的バランスが確保されるよう追求する。

第 1 節 国際交流活動

① 現在の状況・直面している問題

日本の国際化に即して、近年、日弁連の国際交流活動は、対象国・活動内容共に発展してきている。日弁連が友好協定を結んでいる外国弁護士会は、資料特 2-1-2 記載のとおりであり、また各地の弁護士会が友好協定を結んでいる外国弁護士会は資料特 2-1-3 のとおりであり、2010 年代に入ってから国際交流活動が一層活発になったことが見て取れる。

しかし、今後も日弁連として国際交流活動を更に充実させていくためには、いくつかの課題がある。まずは、①交流対象国の拡大である。現在も、日弁連には多くの外国弁護士会から友好協定締結の申入れがある。また、日本にとって重要な国でありながら、交流活動が行われていない外国弁護士会もある。交流対象国の拡大は、国際交流委員会のヒューマン・リソースの拡充も踏まえた今後の課題である。また、②各地の弁護士会の国際化の更なる推進も必要である。日本の国際化も、各地方の国際化を礎とするものであり、同様に各弁護士会において国際化が推進されることが、日本の弁護士全体の国際化につながることは言うまでもない。さらに、③国際交流活動の成果の会員への還元も必要である。日弁連では、国際交流セミナーや、外国弁護士会とのジョイントセミナーを多く開催している。こういった国際交流活動の成果を会員に還元していくより良い方法も継続的に検討していかなければならない。最後に、④国際交流活動の内容の充実化も検討していかなければならない。単に友好協定を締結しているだけでなく、より多くの成果を得られるような活動内容の充実化も図っていかなければならない。

今後の課題は少なくないが、一步一步着実に発展させていく必要があるだろう。

2 日弁連が加盟している国際団体

日弁連は、IBA（国際法曹協会）、LAWASIA（アジア太平洋法律家協会）、ICB（国際刑事弁護士会）、ILAC（国際司法支援協会）、AIJA（若手法曹国際協会）の5つの国際団体に加盟し、POLA（アジア弁護士会会長会議）の構成団体への情報提供のための情報センターも務めている。また、事務総長がIILACE（世界弁護士会事務総長会議）に個人資格で加盟している。

資料 特2-1-1 日弁連が加盟している国際団体

(2016年10月31日現在)

名称	概要
International Bar Association (IBA) (国際法曹協会)	IBAは、1947年に設立され、世界各国の弁護士会及び個人の弁護士が加入する、世界最大の国際法曹団体。IBAには、2016年時点で80,000名以上の個人会員と、160か国以上の190を超える弁護士会が加盟。年次大会には例年5,000人以上の各国法曹が参加している。2011年1月から2年間、川村明会員（第二東京）が会長を務めた。日弁連は1951年に加盟した。
The Law Association for Asia and the Pacific (LAWASIA) (アジア太平洋法律家協会)	LAWASIAは、アジア・太平洋地域の法曹団体及び法律家の団体で、1966年にオーストラリアのキャンベラで設立された。日弁連は2002年に加盟した。毎年1回大会及び理事会が開催され、執行委員会が年に複数回開催される。日弁連から1名の日本代表理事を選出している。2013年に開催された理事会では、日弁連が推薦した鈴木五十三会員（第二東京）が会長に選出され、2015年11月6日～9日の日程で開催されたオーストラリア・シドニー大会・理事会まで会長及び日本代表理事を務めた。2017年には東京で年次大会が開催されることが正式に決定している。
International Criminal Bar (ICB) (国際刑事弁護士会)	ICBは、2002年6月に設立されたICC（国際刑事裁判所。国際刑事裁判所条約に基づく国際機関で、日本は2007年10月に加盟。）の手續を支えるために2002年6月に設立され、オランダのハーグに本部が置かれている。日弁連は、2002年8月に加入し、現在、代表の理事1名を選出している。
International Legal Assistance Consortium (ILAC) (国際司法支援協会)	ILACは2002年に設立され、本部事務所をスウェーデンのストックホルムに置く、紛争後国における司法制度の再構築のために支援活動を行う法律・人権専門家団体等の団体会員及び個人会員から構成されるネットワーク組織である。日弁連は、当初オブザーバーとしてILACに関与してきたが、2008年1月に加盟手続が完了した。
International Association of Young Lawyers (AIJA) (若手法曹国際協会)	AIJAは、ヨーロッパ諸国を中心に、85か国から約3,000人が加盟する、45歳以下の各国の法曹等を会員とする法曹協会である。1962年に設立され、世界の全ての国における若手法曹間の相互協力及び相互尊重を促進することを目的としている。2017年には東京で年次大会が開催される予定である。日弁連は2016年に加入した。
The Conference of the Presidents of Law Associations in Asia (POLA) (アジア弁護士会会長会議)	POLAは、日弁連と大韓弁護士協会との共同提唱により1990年に第1回を東京で開催した。その後順次開催地を決定し、年1回開催されている。会議を通じて、アジア・太平洋地域の弁護士会の設置の促進、弁護士会の独立に向けての運動、法律家社会の関係強化、公益活動への法曹の関与の奨励等の活動を行っている。
International Institute of Law Association Chief Executives (IILACE) (世界弁護士会事務総長会議)	IILACEは、1999年に英国のエディンバラで設立され、IBA、ABA、LAWASIA等、70を超える弁護士会及び法曹団体の事務総長（事務執行上の最高責任者）が参加している。弁護士会の運営・経営に特化した関心を有する唯一の国際組織であり、弁護士会に影響を及ぼす重要問題について、見解及び情報を共有することにより、弁護士及び弁護士会の地位の確立と法の支配の促進を目的として活動している。

コラム③ 我が国の法曹の国際化のための金字塔—IBA 東京大会

IBA 東京大会 PT 座長 内田 晴康（第二東京弁護士会）

IBA（国際法曹協会）は世界最大の国際法曹団体で、日弁連は世界各国の弁護士会とともに団体会員となっている。年次大会はIBAの最も重要な行事で、4,000～5,000名の弁護士が参加する巨大なイベントである。2014年10月に開催された東京大会は、シンガポールに次ぎアジアで2番目、日本では初の開催であり、次の開催は数十年先になる世紀のイベントであった。

日弁連は開催の4年前から準備を重ね、大会参加者から最高の年次大会であるとの称賛を受け、日弁連の支援が高い評価を受けた。大会は6日間にわたり200以上のセッションが並行して行われ、6,000名以上（日本人600名強、他は外国から）が参加した、熱気あふれた巨大な国際イベントであった。特に開会式は、天皇・皇后の臨席、謁見、首相スピーチがあり、国際行事として最高の格式で、日本の法曹の存在感を世界に示す感動と感銘の開会式であった。また、弁護士会館2階講堂クレオと日比谷松本楼で日弁連がホスト・コミッティと共催した歓迎のレセプションは、参加者に日本の「おもてなし」の思い出を持ち帰ってもらうことができ、大成功であった。

日弁連は国際活動に関する協議会の中にIBA東京大会プロジェクトチームを組織し大会支援の業務を行った。この活動は日弁連、日本の弁護士の国際化の推進に大きく寄与した。この経験を風化させず、将来の礎とするため、後継組織のIBA対応チームの活動を強化していきたい。



IBA 東京大会 2014 「法の支配」シンポジウムの様子

コラム④ アジア法律家の飛躍とともに～LAWASIA 東京大会 2017～

国際活動に関する協議会議長 鈴木 五十三（第二東京弁護士会）

ローエイシア（The Law Association for Asia and the Pacific）の第30回年次大会が2017年9月18日から4日間、東京で開催される。今年は、発足から50周年を迎え、8月に開催されたコロンボでの年次大会では、スリランカ大統領、首相、最高裁長官も臨席して、記念式典がもたれた。スリランカ弁護士会にとっても、昨年の統一選挙を経て国内的な政治体制の充実とともに社会・経済の一層の成長に向けて、弁護士会としてこれに貢献しようとの意欲を国内外に示す熱気に満ちたものになった。

東京大会のテーマは、「法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割」とされ、来年は、ローエイシアにとって、新たな半世紀への第一歩としての意義を有するものと位置付けられている。大会について、日弁連は、ローエイシアと共催するとともに、日本法律家協会、日本ローエイシア友好協会と共同で大会組織委員会を発足させて開催準備活動を進めている。プログラムの主要部分は、ビジネス、人権、家族法、公益、ADR、司法、刑事などの分野からなる約30のセッションについて企画がすすめられている。また、様々な国の法学生によるムートコート（国際模擬法廷）は、ローエイシア年次大会の特色でもあり、大学との連携もはかりながら、その準備も行われている。

また、大会と並行してアジア太平洋最高裁長官会議も開催されることもあり、年次大会の準備には、日弁連会員に加えて、裁判所関係者も参加し、さらに学者・研究者、法務省、経済団体・企業の法務担当者にも広く参加を募り、日本の法律家総体としての活動となるように企図されている。

大会の開催は、外国法律家との打合せや意見交換の機会を通じて、アジア太平洋地域の直面する法的課題を、各国の視点から多角的に捉えることにより、日本法律家の役割を一層発展させるための足がかりでもある。そして、開催に向けてのこれから1年の準備活動は、それ自体、日本法律家の国際化に向けての力強い活動の一つとなると確信している。



LAWASIA コロンボ大会 2016 閉会式での様子

3 日弁連と諸外国弁護士会との友好協定状況

2016年10月末現在、日弁連は10か国の弁護士会と友好協定を締結している。

友好協定を締結した外国弁護士会とは、各外国弁護士会が主催する国際会議への代表団派遣・表敬訪問・共同セミナー開催等、継続的な交流を行っている。例えば、大韓弁護士協会とは、1987年から定期交流会を開催しており、同交流会は2011年から「日韓バーリーダーズ会議」と改称した。中華全国律師協会とは、定期的（原則隔年）に相互訪問をして共同セミナーを開催している。また、2005年から日弁連、中華全国律師協会、欧州弁護士会評議会（CCBE）の三者で「三極会議」を毎年開催している。

資料特2-1-2 日弁連と諸外国弁護士会との友好協定状況

(2016年10月31日現在)

友好協定締結先の弁護士会	締結日
オーストラリア弁護士連合会 (The Law Council of Australia)	1999/09/02、2009/07/28 (再調印)
カンボジア王国弁護士会 (The Bar Association of the Kingdom of Cambodia)	2000/04/20
大韓弁護士協会 (Korean Bar Association)	2004/12/04
米国法曹協会 (The American Bar Association)	2006/10/24
中華全国律師協会 (All China Lawyers Association)	2006/11/30
ドイツ連邦弁護士連合会 (The German Federal Bar)	2008/06/24
パリ弁護士会 (Paris Bar)	2010/06/24
ベトナム弁護士連合会 (Vietnam Bar Federation)	2013/11/25
ロシア連邦弁護士連合会 (Federal Chamber of Lawyers of the Russian Federation)	2014/10/23
シンガポール弁護士会 (The Law Society of Singapore)	2015/06/22

4 各弁護士会と諸外国弁護士会との友好協定状況

各弁護士会も独自に外国弁護士会と友好協定を締結している。このほか、友好協定を締結していないが、外国弁護士会と交流を持っている弁護士会も存在する。現時点では、半数近くの弁護士会が何らかの形で外国弁護士会と交流活動を行っている。

資料特2-1-3 各弁護士会と諸外国弁護士会との友好協定状況

(2016年10月31日現在)

弁護士会・連合会	友好協定締結先の弁護士会	締結日	弁護士会・連合会	友好協定締結先の弁護士会	締結日
北海道弁護士会連合会	サハリ州弁護士会 (ロシア)	2008/11/07	静岡県弁護士会	浙江省律師協会 (中国)	2012/04/01
札幌弁護士会	京畿北部地方弁護士会 (韓国)	2008/12/08		フエ弁護士会 (ベトナム)	2014/11/22
東京弁護士会	シンカゴ弁護士会 (米国)	2007/03/26	愛知県弁護士会	ハノイ弁護士会 (ベトナム)	2014/11/24
	パリ弁護士会 (フランス)	2010/06/24	モンゴル弁護士会 (モンゴル)	2008/09/19	
	香港大律師公會 (中国)	2012/02/20	大阪弁護士会	ソウル地方弁護士会 (韓国)	1993/10/04
	香港律師會 (中国)	2012/02/20		カリフォルニア州法曹協会	2012/10/13
英国法曹協会 (英国)	2003/10/03	国際法セクション (米国)		2012/10/13	
ハワイ州法曹協会 (米国)	2005/10/20	バルセロナ弁護士会 (スペイン)		2014/02/08	
上海市律師協会 (中国)	2006/01/23	香港律師會 (中国)		2014/10/22	
第一東京弁護士会	カリフォルニア州法曹協会	2007/04/30	台北律師公會 (台湾)	2016/01/09	
	国際法セクション (米国)	2007/04/30	深圳市律師協会 (中国)	2016/01/10	
	米国法曹協会国際法セクション (米国)	2008/07/09	シンガポール弁護士会	2016/10/18	
	フランクフルト弁護士会 (ドイツ)	2009/07/10	奈良弁護士会	キャンベラ弁護士会 (豪州)	1995/06/29
タイ弁護士会	2015/06/16	広島弁護士会	大邱地方弁護士会 (韓国)	1998/05/08	
第二東京弁護士会	ソウル地方弁護士会 (韓国)	1989/08/11	岡山弁護士会	新竹律師公會 (台湾)	2014/09/04
	台北律師公會 (台湾)	2010/03/31	福岡県弁護士会	釜山地方弁護士会 (韓国)	1990/03/03
	トゥールーズ弁護士会 (フランス)	2012/06/05		大連市律師協会 (中国)	2010/02/27
	シンガポール弁護士会	2015/03/15	佐賀県弁護士会	蔚山地方弁護士会 (韓国)	2006/04/21
	パリ弁護士会 (フランス)	2015/12/10	長崎県弁護士会	台南律師公會 (台湾)	2003/03/25
	ホーチミン弁護士会 (ベトナム)	2015/12/15		大田地方弁護士会 (韓国)	2012/11/24
	モンゴル弁護士会 (モンゴル)	2016/01/25	大分県弁護士会	済州地方弁護士会 (韓国)	2010/02/27
深圳市律師協会 (中国)	2016/02/29	熊本県弁護士会	慶南地方弁護士会 (韓国)	2004/03/26	
神奈川県弁護士会	京畿中央地方弁護士会 (韓国)	2003/12/26	鹿児島県弁護士会	台中律師公會 (台湾)	2006/03/11
	上海市律師協会 (中国)	2009/04/28		全羅北道地方弁護士会 (韓国)	2012/02/22
埼玉弁護士会	仁川地方弁護士会 (韓国)	2005/05/21	宮崎県弁護士会	忠北地方弁護士会 (韓国)	2009/06/12
			沖縄弁護士会	台北律師公會 (台湾)	1994/02/25
				香港律師會 (中国)	2015/05/06

第2節 留学派遣制度

1 公益活動に貢献する弁護士向け・日弁連海外ロースクール推薦留学制度

弁護士の公益活動は、年々国際化しており、国際的課題に取り組む会員も増えている。国内的課題に取り組むに当たっても国際的視点や基準の活用が不可欠な場面もある。

そこで、日弁連では、人権擁護、国際協力及び国際貢献などの公益活動に取り組み、海外で更にその活動分野に関する研究を深めたいという希望を有している会員に対する留学支援制度を設けている。具体的には、日弁連は1997年にニューヨーク大学、1999年にカリフォルニア大学バークレー校、2007年にイリノイ大学、2011年にエセックス大学との間で協定を結び、日弁連が推薦する弁護士をビジティングスカラー（客員研究員）またはロースクール（LLM）の学生として受け入れる制度を発足させた。客員研究員の場合、単位にとらわれることなく自分の研究課題に関連する授業を受けたり、図書館等の大学施設を利用することができ、法曹実務家やNGOにインタビューしたりと、多角的に調査研究を深めることができる。LLMの場合、自らの研究の傍ら、ロースクールの単位を取得することにより法学修士号を取得することができる。なお、現在、LLMでの受け入れはエセックス大学ロースクールのみであり、他の大学はいずれも客員研究員としての受け入れとなる。また、公益活動に取り組む会員であれば年齢は不問としている。

過去10年間に同制度により留学した会員の一覧は以下のとおりであり、様々な公益活動に取り組む会員が留学支援制度を利用している。

同制度利用者には、帰国後には、機関誌『自由と正義』等への掲載のため研究成果をまとめた論文の提出が求められることに加え、留学制度の維持発展に向けた協力や、委員会活動等を通じた日弁連・弁護士会への継続的な留学成果の還元が求められている。

また、留学に伴う会員の経済的負担を軽減するため、留学期間中に会員資格を失わず、帰国後に報告書を提出し、『自由と正義』等に掲載するための研究成果をまとめた論文を提出することを条件として、日弁連から留学生に対して、原則として100万円の活動支援費を支給している。

資料 特2-2-1 海外ロースクール推薦留学制度による派遣実績

派遣年度	派遣先	所属弁護士会	修習期	研究テーマ
2007	NYU	東京	44期	国際人権法、人種差別撤廃法制度、外国人及び民族的マイノリティの子どもたちの教育法制度など
	UCB	愛知県	51期	接見交通・取調べの可視化、犯罪者処遇、死刑制度
2008	NYU	愛知県	56期	自由権規約における個人通報制度、ロースクールにおけるロークリニクの現状、日本の法科大学院への導入の可能性
	UCB	第二東京	57期	情報自由法及びプライバシー法、情報公開を進める市民活動の実態
2009	NYU	京都	55期	児童虐待
	UCB	東京	57期	犯罪被害者支援のために弁護士が果たす役割
	UIUC	鹿児島県	55期	ロースクールのリーガルクリニック、公設事務所を通じた司法アクセスの改善について
2010	NYU	東京	53期	米国における組織内弁護士の在り方
	UCB	第二東京	50期	非行少年の処遇（更生）に関する対策等
	UIUC	東京	52期	環境法・地球環境温暖化防止に関する制度や訴訟について
2011	NYU	第二東京	51期	インターネットにおける消費者被害や不法行為の救済を目的とする、①少額かつ広範な被害を救済するための団体訴訟制度の運用実態、②匿名・匿名の加害者に対する訴訟提起を可能とするための加害者特定制度の内容及び理論的根拠（通信の秘密との関係も含む）
	UCB	大阪	55期	医療における子どもの人権
	UIUC	第二東京	新62期	①アメリカにおけるハーグ条約実施に伴う法整備と現在の課題 ②アメリカの法教育（LRE）制度の現状と課題
2012	NYU	東京	55期	捜査・公判の各段階で、誤判防止のためになしうる刑事弁護活動について
	UCB	東京	55期	アメリカの証人保護制度における組織犯罪の根絶の手法

派遣年度	派遣先	所属弁護士会	修習期	研究テーマ
2012	UIUC	秋田	52期	個人債権者の再生のための機能に焦点を当てた、アメリカ合衆国と日本の破産法の比較研究
	エセックス (LLM)	滋賀	58期	日本の原発訴訟と国際人権法
	エセックス (客員)	第二東京	53期	欧州主要各国における国連子どもの権利条約の国内での実効性確保の手段とその成果
2013	NYU	沖縄	58期	米国における軍事裁判のシステムと実務、軍事基地及び軍事活動に対する法的規制
	UCB	東京	60期	米国退去強制手続における事実認定適正化のための諸制度
	UIUC	千葉県	新61期	離婚紛争中及び離婚後の親子間の面会交流、及びこれに関連するテーマに関する研究
	エセックス (客員)	東京	59期	外国人に関する刑事手続
2014	NYU	東京	58期	製品事故が発生した際、被害者がどのように原因究明・民事責任追及を行っているか
	UCB	東京	30期	アメリカにおける生態系・生物多様性保全の実情、とくに、生物多様性オフセットに関する実効性と法的枠組みの研究、及び日本への導入可能性の検討
	UCB	第二東京	58期	ジェンダーの視点に基づくアメリカにおける雇用差別法と法的救済制度の研究
	UIUC	東京	51期	消費者の権利の国際的保護
	エセックス (LLM)	東京	新61期	国際人権法から見た被収容者の裁判を受ける権利について～刑事収容施設におけるリーガルエイドの問題点と考察～
	エセックス (客員)	新潟県	新61期	新・成年後見制度への転換と後見庁設立に向けた提言 —司法ソーシャルワークを活用した後見活動支援システムの確立
	NYU	第二東京	新61期	国家による国民の監視
2015	UCB	東京	新64期	障害者差別禁止法 (ADA法) 及び障害者権利条約の研究と、アメリカにおける ADA 法の実施状況
	UCB	第二東京	65期	① 最善の刑事弁護 (理論と実践) ② 死刑廃止ための効果的な戦略
	UIUC	埼玉	新61期	国境を越える親子関係の現状と課題
	エセックス (LLM)	埼玉	新64期	国際開発が引き起こしている人権問題とその対策—司法機能の強化による人権侵害抑制の可能性について—
	エセックス (客員)	島根県	新60期	高齢者の権利と成年後見制度について
	NYU	札幌	57期	労働及び刑事司法の分野におけるセクシャルマイノリティ (LGBT) の権利擁護のための法的・社会的システムの在り方について
2016	UCB	埼玉	57期	日米間の刑務所内の被収容者の処遇に関する比較研究、特に死刑確定者及び終身刑等の長期受刑者について
	UCB	大阪	新61期	1. 刑事訴訟法改正により導入されつつある取調べの可視化及び協議合意制度のアメリカにおける刑事弁護実務の分析 2. アメリカの陪審制度における弁護技術
	UIUC	第二東京	新62期	日本と米国のステルスマーケティングに関する公告規制の比較

【注】記載内容は、2016年9月時点のもの。

② 国際ビジネス分野で活躍する弁護士のためのロースクール推薦留学制度

日弁連では、2014年度から、若手会員を中心とした国際化支援策の一環として、ビジネス分野における国際業務に対応できる人材を育成する観点から、シンガポール国立大学 LLM コース (国際ビジネス法専攻) への推薦制度を開始している。

この留学制度においては、シンガポール国立大学及び華東政法大学 (上海) において半期ずつ国内ビジネス法等を受講する必要がある。

シンガポール国立大学は、アジアで最も評価が高い大学の一つであり、東南アジア諸国、中国、欧米やアフリカなどを含め 100 か国以上からの留学生を迎え、国際色豊かな大学であるとともに、アジアの視点を軸とした教育及び研究を行っている。華東政法大学は、中国の代表的な法学教育と法曹養成機関であり、国際的な交換プログラムにも力を入れており、毎年各国の政府のリーダー、判事、弁護士、教授などが同校を訪れている。

第3節 国際機関就職支援活動

近年、若手会員を中心に、キャリア形成の一つとして国際機関での勤務に関心を持ち、又は勤務を希望する会員が増えている。実際に、国連や世界銀行といった国際機関では、法律知識やリーガルマインドを必要とするポストが多数あり、世界各国から集まった弁護士や法曹資格を持った職員が多数勤務している。日本の弁護士出身者による一層の活躍は、国際貢献の観点からも望まれているが、国際機関職員に採用されるためには、高い語学力が要求されるのみならず、国内の法律事務所や政府・企業とは異なる国際機関独特の採用システムがあり、そのため応募者にも国際機関で求められる能力・資質についての理解、応募書類の書き方やインタビューの受け方等についての知識・ノウハウが不可欠となっている。そこで、日弁連は国際機関で勤務することを希望する会員のために以下のような支援活動を行っている。

1 各種セミナー・イベントの実施

日弁連は、会員、司法修習生、法科大学院生などを対象に、国際機関に関するセミナー等のイベントを開催している。

まず、国際機関への就職に関心を持つ弁護士を対象に、外務省国際機関人事センターと協力して、2004年から「国際機関人事セミナー」（現在は「国際機関キャリア情報セミナー」）を開催し、国際機関職員に求められる資質、職務内容、そしてJPO派遣制度*といった国際機関職員になるための具体的方法についての情報提供を行っている。

また、2010年から、国際的なキャリア形成を目指す弁護士を対象に、毎年夏頃に2日間にわたる「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を、外務省・法務省との共催で、国際法学会・法科大学院協会の後援を得て実施している。その中の「国際機関セッション」では、毎回、現役の国際機関職員や国際機関での職務経験のある弁護士が講師となり、国際機関での職務内容や国際機関で勤務するようになった経緯等を自分の経験に基づいて具体的にセミナー参加者に説明している。

さらには、国際機関職員が帰国した際や国際機関のリクルートミッションが来日した際には、それらの協力を得て適宜セミナーやイベントを開催し、当該国際機関の活動紹介やそこでの弁護士の就職の可能性につき広報を行っている。会員の中には、これらのセミナー等に参加したことが契機となって国際機関での勤務に関心を持つようになり、実際に勤務することになった者もでてきている。

* JPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）制度

外務省が実施している、将来的に国際機関で働く意思のある若手日本人（35歳以下）を、国際機関に2年間派遣する制度。2016年度には、弁護士出身の2名が国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のJPOとして採用された。

2 メーリングリスト等による情報提供

日弁連は、国際機関への就職に関心を持つ弁護士を対象に、外務省と協力して、2008年に「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」を立ち上げた。同制度は、国際機関への就職を希望する弁護士があらかじめ外務省国際機関人事センターに経歴等を登録しておく制度で、外務省に情報提供される国際機関のポストに適合する人材への情報の提供を目的としている。

さらに、日弁連では、弁護士やこれから弁護士を目指す者の国際機関就職を支援し、その情報提供を円滑に行うため、国際機関就職を希望する会員や、これまで日弁連による国際機関就職支援の取り組みを進める中で協力を受けた関係者を対象としたデータベース（リストサーブ）を作成している。このリストサーブに、所属、氏名、メールアドレスを登録すると、日弁連が入手した採用情報やセミナー情報等がメール配信されるようになっており、2016年9月現在の登録者数は約200名である。

これらのロスター制度やリストサーブの詳細については、日弁連のホームページ（HOME > 日弁連の活動 > 国際人権・国際交流 > [会員向け] 支援プログラム > 国際機関就職支援～「あなたも国際機関で働きませんか？」）を参照されたい。

3 国際機関駐日事務所等での司法修習・インターンの実施

新 62 期の司法修習から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）東京事務所、国際移住機関（IMO）東京事務所、独立行政法人国際協力機構（JICA）、外務省経済局での選択型実務修習（全国プログラム）が導入され、新 63 期からは国際労働機関（ILO）駐日事務所も追加された。日弁連は同プログラムの立ち上げに尽力し、国際機関等で働く法曹の養成に努めている。

さらに、会員を対象とするインターン制度が、2010 年度より国際労働機関（ILO）駐日事務所を導入され、2012 年度より赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所、2015 年度より国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所でも開始された。

4 サポート組織の設置

日弁連は 2016 年、後述（特集第 3 章第 1 節）の「国際業務推進センター」の中に「国際公務キャリアサポート部会」を設置した。今後、外務省等の関係機関と連携し、より戦略的かつ効果的に会員に対する国際機関への就職支援を行っていくことが期待されている。

第4節 若手会員の国際会議派遣制度

日弁連では、若手会員の国際化を支援し、弁護士の活動領域を国際的にも拡大するための一つの方策として、2011年以降、国際法曹団体等が主催する国際会議への派遣及び参加費用を一部補助する制度を実施している。本制度の援助を受けて国際会議に参加した会員は、2016年9月現在までに延べ129人になっている。

派遣対象となる会議は、「海外で開催される国際法曹団体が主催する会議及び日弁連が友好協定を締結する法曹団体による国際会議」とされている。これまで本制度を利用して会員が派遣された国際会議としては、国際法曹団体が主催するものとして、IBA（国際法曹協会）年次大会・専門分野大会・地域大会、IPBA（環太平洋法曹協会）年次大会、LAWASIA（アジア太平洋法律家協会）年次大会・専門分野大会、AIJA（若手法曹国際協会）年次大会、UIA（国際弁護士連盟）年次大会などが、日弁連が友好協定を締結する法曹団体が主催する会議としては、ABA（米国法曹協会）年次大会・専門分野大会などがある。

本制度の募集は、通例、上半期（4月1日から9月30日にかけて開催される国際会議が対象）と下半期（10月1日から3月31日にかけて開催される国際会議が対象）の2回に分けて行っている。本制度に応募できる若手会員は、各募集における応募締切日時点で会員登録後10年未満（再登録の場合は初回登録後10年未満）の会員であり、応募に当たっては、所属弁護士会又は日弁連の各種委員会からの推薦が必要である。

なお、日弁連が補助する費用は、開催地に応じて1名当たり10万円（アジア及びオセアニア）又は20万円（アメリカ、ヨーロッパ及びアフリカ）が上限である。また、被派遣者は、国際会議においてできる限りのセッションを聴講することや、帰国後に報告書を提出すること等の要件を満たすことが求められている。

上記の年2回に分けて行う募集に加えて、国際法曹団体の会議又は日弁連が友好協定を締結する法曹団体による国際会議が日本において開催される場合にも、若手会員（会員登録後10年未満の場合とされることが多い。）に対して、国際会議への参加支援を行なっている。例えば、近年では、2014年に開催されたIBA年次大会（東京開催）や、2016年に開催されたABAの国際法セッションの秋季大会（東京開催）等への参加について、若手会員に対する支援を行っている。

IPBA：1991年に東京で設立された商事法務を専門とする、アジア・太平洋地域に居住する法曹もしくは環太平洋地域に高度な関心を持つ法曹が中心となって組織する法曹協会で、現在の会員数は65か国・地域から1,450人を超え、年次総会の参加者は1,000人規模となっている。

UIA：2,000人を超える世界各国の法曹個人会員、約200の法曹団体が加盟する、世界規模の法律家の団体で、多言語・多文化主義（英・仏（フランス語での団体名称：Union Internationale des Avocats）・西（スペイン語での団体名称：Unión Internacional de Abogados））を掲げている点も特徴である。

ABA：1878年に設立された米国の全国規模の法曹任意加入団体で、会員数は41万3,700名（2007年）を超え、国単位の法曹団体としては世界最大級である。年次大会では多種多様なセッションを実施し、各国から多数の弁護士が参加しており、実態としては大規模な国際会議に匹敵する。日弁連は、2006年に友好協定を締結した。

※ IBA、LAWASIA、AIJAについては、特集第2章第1節2「日弁連が加盟している国際団体」を参照。

【注】記載内容は、2016年10月31日時点のもの。

第 3 章

社会における様々な法的ニーズに応える 法的サービスを提供できる体制の強化のための活動

国際戦略の基本目標より

3 社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動

- (1) 法人（日本法人及び外国法人）・個人（外国人及び民族的少数者を含む）を問わず，国際化の中で求められる法的サービスに関する日本における弁護士及び司法制度へのアクセスを向上させる。
- (2) 国際化の中で生ずる法的サービスに係る専門知識と経験を備えた弁護士層を養成し，拡大し，活動領域拡充の基盤強化のための支援を行う。

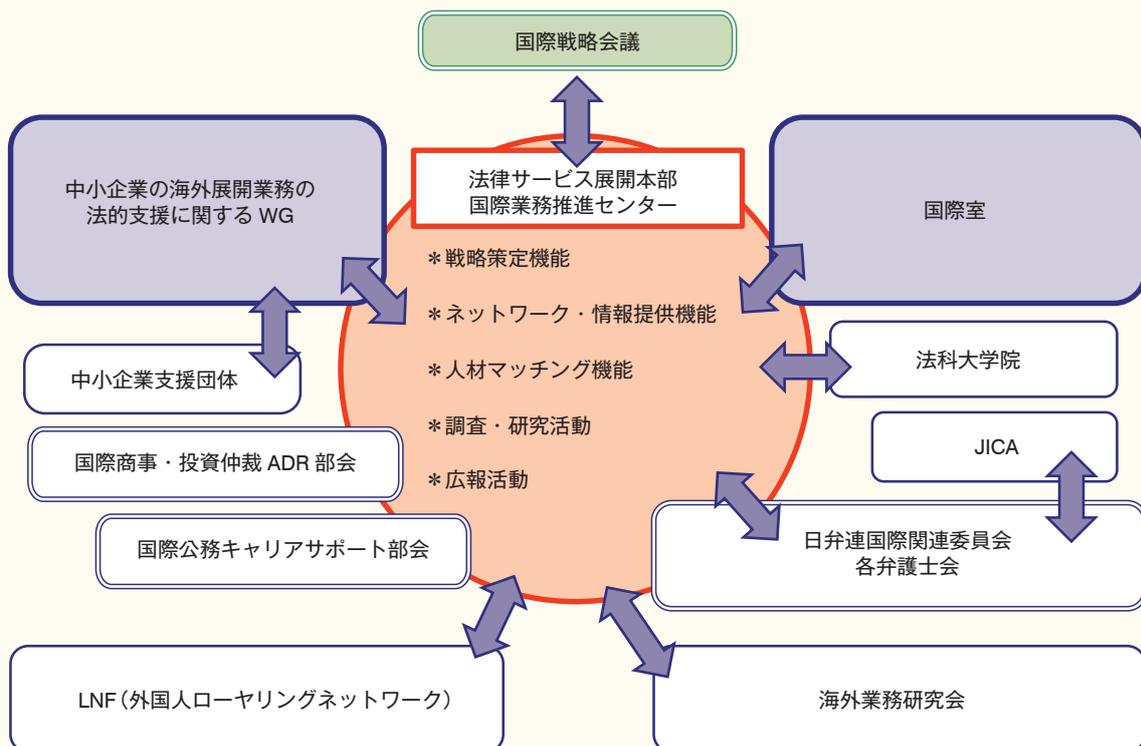
第 1 節 弁護士の国際業務推進

1 日弁連における弁護士の国際業務推進に関する取組

日弁連では、法律サービス展開本部内に「国際業務推進センター」を設置し、弁護士の国際的な業務を推進する各種取組を行っている。同センターでは、弁護士の海外展開促進のための戦略策定、弁護士の国際業務に関する活動を行う日弁連内外の各関連機関・団体との連携（ネットワーク）・情報交換、人材育成と国際法律業務とのマッチングを主たる活動と位置づけ、これに調査・研究活動、広報活動を加えた幅広い活動を行っている。

連携をしているのは、日弁連内では、中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループや国際室、日弁連外では、外国人ローヤリングネットワーク（LNF）や海外展開や渉外業務を取り扱う法律事務所等である。同センターは、その他、法務省・外務省等の各省庁等とも連携をしながら、情報ネットワークの中心的役割を果たすとともに、総合的な海外展開のためのプログラムを推進している。

資料 特3-1-1 日弁連における弁護士の国際業務推進に関する取組体制



具体的活動例としては、全国規模での国際業務シンポジウムや国際仲裁セミナーの開催、国際公法分野での実務研修連続講座実施などの啓発活動、また、フィリピンでの家族問題調査の実施や短期調査員の派遣に向けた検討、アジア各国における法的支援のニーズ調査のバックアップ等が挙げられる。

資料 特3-1-2 日弁連・国際業務推進センターのこれまでの取組

2015年3月27日	弁護士の国際業務シンポジウム～羽ばたけ世界へ（愛知県）
<p>日弁連主催・愛知県弁共催。参加対象は主に弁護士、その他司法修習生・法科大学院生・大学関係者・関係機関。第1部では、国際業務推進センターを皮切りに、中小企業海外展開ワーキンググループ、外国人ローヤリングネットワーク（LNF）、大手渉外事務所、国際室からの各取組等の報告がなされ、第2部では、これらの報告者に、国際業務を行う愛知県の弁護士もパネリストに加わり、また、コーディネーター2名中1名を愛知県の若手弁護士が務めた。参加者約200名を得て会場も盛況、特に若手向けに、国際業務各分野の広がりつつなかりを示しつつ、国際業務を行うための具体的なガイダンスと動機付けといった効果を持つシンポとなった。なお、同日午前には、LNFによる入管問題をトピックとしたセミナーが同一会場で行われ、事実上の連携を図った。</p>	
2015年5月22日	LNF主催・日弁連共催シンポジウム「国際化時代における日本の裁判手続～関係者が外国に所在する場合の手続上の諸問題～」
<p>外国に所在する当事者等の尋問・調査・外国送達等、関係者が外国に所在する場合の手続き上の諸問題を横断的に取り上げ、最高裁や海外からも情報提供を依頼し、国内外の事例をもとに現行制度と実務の現状と課題、諸外国との比較、改善の方向性、現行制度の下での実務上の工夫等、多角的見地から議論された。パネリストとして、弁護士に加え、元判事、研究者、外国現職判事（スカイプにて参加）など。</p>	
2015年6月22日	シンガポール弁護士会との共同セミナー「Globalization of Legal Practices – An Asian Perspective」
<p>第1セッションでは、グローバリゼーションが日本やシンガポールを始めとするアジアの法律事務所及び弁護士の経営にどのような影響を与えるのか、現地の法制度による影響・もたらされる変化にどのように適応していくのか、両国弁護士の連携の在り方等について意見交換。パネリストは日弁連、スピーカー2名は日本・シンガポールから各1名。第2セッションでは、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）やマックスウェルチェンバースがアジアにおける国際仲裁のハブとして注目を集め、さらに、2014年設立のシンガポール国際調停センター（SIMC）、シンガポール商事国際裁判所（SICC）が国際紛争解決機関として関心を集めていることから、シンガポールの取組とアジアにおける国際仲裁や紛争解決の今後のトレンドについて議論した。パネリストはシンガポールから、スピーカー2名は日本・シンガポールから各1名。村越進日弁連会長（当時）もシンガポールを訪問し、同日にはシンガポール弁護士会と友好協定を締結した。</p>	
2015年9月25日	国際仲裁セミナー「国際取引紛争の解決と仲裁の利用～国際仲裁を身近なものに～」(福岡県)
<p>日弁連主催・福岡県弁共催。参加対象は企業関係者と弁護士の双方。日弁連側は、当センターの国際商事・投資仲裁ADR部会が中心となって企画。近年、中小企業と海外企業との契約において国際仲裁条項を含めるケースが増加しているが、地方中核都市における国際仲裁活用のための情報提供は限られていることから、国際仲裁の有用性をテーマとしてセミナーを開催し、国際仲裁制度の内容・海外での活用実績・日本企業が活用する際の留意点等について情報提供。第1部講演は日弁連から、第2部パネルディスカッションでは、福岡県の弁護士や地元企業関係者が加わって議論。参加者約100名を得て、好評を博した。</p>	
2015年11月2日	LNF主催・日弁連共催研修会「日本人とフィリピン人の親から生まれた子どもたち（JFC）をめぐる法的課題」
<p>多くのフィリピン女性と日本人男性との間に子ども（JFC）が生まれ、その数は10～20万人と推定される。2009年に国籍法が改正され、日本人父により生後認知された子は日本国籍を得られるようになった。JFCを巡る認知、国籍取得、さらに人身取引等の様々な法的問題が生じ、法的援助が必要となっている。この研修会では、JFCの現状、認知・国籍の基本的法的知識を学び、また、JFC親子が人身取引被害に遭っている現状を取り上げた。</p>	
2016年2月27日	弁護士の国際業務シンポジウム～世界を舞台に（新潟県）
<p>日弁連主催・関弁連及び新潟県弁共催。参加対象は主に弁護士だが、関係機関（にいがた海外支援ネットワーク「アンビシャス」等）からの参加者も多く、約100人の参加を得た。第1部では当センター、中小企業海外展開ワーキンググループ、外国人ローヤリングネットワーク（LNF）、大手渉外事務所、国際室から各取組等の報告がなされ、第2部は「海外展開におけるリスク管理と支援機関にできること」と題し、アンビシャス構成団体の新潟ジェトロ（基調講演）、日本政策金融公庫、新潟税理士会からのパネリストに、(独)日本貿易保険や日弁連中小企業海外展開ワーキンググループからパネリストが加わり、ディスカッションが行われた。企業関係者向けの話は若手弁護士にも、どのような法律サービスを提供すべきかという学び・理解・動機づけにつながる効果があるなど充実した内容となった。</p>	
2016年3月25日	国際仲裁セミナー「国際取引紛争の解決と仲裁の利用～国際仲裁を身近なものに～」(札幌)
<p>日弁連主催・北海道弁連及び札幌弁共催。参加対象は企業関係者と弁護士の双方。他に大学関係者等。日弁連側は、当センターの国際商事・投資仲裁ADR部会が中心となって企画。第1部「国際仲裁の実務と活用法―新興国との取引紛争解決に仲裁はなぜ役立つのか?」「国際仲裁の業務対応上の留意点―中小企業とその顧問弁護士の視点から」の各講演（いずれも講師は日弁連）、第2部「北海道の国際取引と仲裁の選択」の講演（講師は大学教授）、第3部「国際仲裁に関するケーススタディ」と題してのパネルディスカッションが行われ、約50名の参加者を得て充実した内容のセミナーとなった。</p>	
2016年8月29日	LNF主催・日弁連共催セミナー「フィリピン家族法の基礎知識」
<p>日本には20万人を超えるフィリピン人がおり、全国の家裁でもフィリピン人が当事者となる家事事件は多い。フィリピンでは法律上離婚が認められておらず、日本で成立した離婚がフィリピンにてどのように扱われるか等、フィリピン家族法を、家事事件を扱う日本の弁護士が知っておく必要性は高いことから、フィリピンの家庭裁判所の裁判官から直接、フィリピン家族法を学ぶ場として実施された。</p>	
2016年10月17日	シンガポール弁護士会との共同セミナー「Singapore Experience in International Mediation and Family Law」
<p>2015年6月にシンガポールで開催された共同セミナーに続く両弁護士会の連携の第2弾として実施された。第1セッションでは、「シンガポールにおける国際紛争解決と国際調停」をテーマとして、シンガポールで近年設立されたメディエーション（調停）を扱うSIMC（Singapore International Mediation Center）に関する話題をはじめ、シンガポールで推進されている国際紛争解決のインフラ整備について報告された。第2セッションでは、特に「家事調停」にスポットをあてて、両弁護士会から両国における家事調停の現状についてパネル形式で報告された。両国で異なる調停制度の運用、特にシンガポールでは1回の調停期日による効率的な事件解決がなされていることなどが意見交換され、有益なセミナーとなった。</p>	

2 弁護士会における弁護士の国際業務推進に関する取組

以下は、全国の弁護士会を対象に実施した「国際法律業務に関するアンケート調査」から得た回答結果によるものである。

本アンケート調査は、各地における国際法律業務への対応力や関連する委員会等の現在の活動状況を把握することを目的に、本特集に際し実施したものである。

【調査概要】

実施期間：2016年（平成28年）6月17日（金）～7月19日（火）

対象：全国52の弁護士会

実施方法：ファクシミリまたはE-mailで回答

送付数：52 有効回答数：52（有効回答率100%）

回答のうち、国際法律業務に関連する問題を取り扱っている委員会等の組織があると答えたのは、33会であった。

国内企業の海外展開事業に関連して、各弁護士会において地方自治体等の他団体と連携した活動があると回答があったもののうち、主な取組内容を紹介する。

資料 特3-1-3 弁護士会における地方自治体等の他団体と連携した取組事例

弁護士会	主な取組
札幌	自治体に対する日弁連主催国際仲裁セミナー（国際取引紛争の解決と仲裁の利用～国際仲裁を身近なものに～）の講演依頼を通じて交流、連携が行われた。
東京	東京信用保証協会と中小企業支援等の協力に関する覚書を締結し、同協会がその保証先に対して行う経営相談・支援等において、弁護士会に対して中小企業への支援依頼があった場合に、事案（海外展開事業も含む）に適任と思料する弁護士を紹介している。
東京	公認会計士東京会が主催する中小企業の海外展開支援に関する研修会に、研修講師を派遣した。
第二東京	日本貿易振興機構（JETRO）と連携して海外ビジネス法務セミナーを実施。
神奈川県	神奈川県、横浜市、川崎市、日本政策金融公庫、横浜商工会議所などの後援を得て、中小企業のための海外展開支援セミナーを開催。
神奈川県	神奈川県産業労働局、横浜市（経済局）、川崎市経済労働局、神奈川県中小企業団体中央会などの後援を得て、ASEAN進出セミナーを開催。
新潟県	金融機関、日本貿易振興機構、税理士会等と共同して、「にいがた海外支援ネットワーク”アンビシャス”」を立ち上げ、県内企業の海外展開を支援。
愛知県	JETROと共催のセミナーを開催。
愛知県	JICAと共催のセミナーを開催。
愛知県	メッセナゴヤ（企業展）への出展。
大阪	在阪地方銀行、信用金庫、府下自治体、JETRO大阪、近畿財務局等を対象とした弁護士による海外展開支援事業説明会を開催。
京都	JETROや企業から講師を招いての勉強会を開催。
京都	銀行等が主催する海外展開セミナーに参加。
京都	日弁連の中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の説明会を開催。
島根県	日本政策金融公庫松江支店が開催の中小企業経営セミナーにおいて、「中小企業の海外進出に対する支援策」について講演。
福岡県	九州経済産業局、福岡商工会議所、JETROなど10団体の後援を得て、「国際仲裁セミナー」を開催。

③ 法律事務所を対象にした在外弁護士アンケートの結果から

以下は、正会員登録数の上位 100 事務所と国際業務推進センターで把握する海外事業所を持つと推察される 16 事務所を対象に実施した「法律事務所における在外弁護士の活動状況に関するアンケート調査」から得た回答結果によるものである。

本アンケート調査は、法律事務所が持つ海外の継続的な拠点の分布やそこに所属する弁護士数、各拠点に弁護士を配置する法律事務所での弁護士の留学状況の傾向を把握することを目的に、本特集に際し実施したものである。

【調査概要】

実施期間：2016 年（平成 28 年）6 月 20 日（月）～7 月 20 日（水）

対 象：正会員登録数の上位 100 事務所と国際業務推進センターで把握する海外事業所を持つと推察される 16 事務所

実施方法：ファクシミリまたは E-mail で回答

送付数：116 有効回答数：46（有効回答率 39.7%）

（1）法律事務所が持つ海外拠点の有無

回答のうち、「継続的な海外拠点あり」と答えたのは 11 事務所、「海外拠点なし」と答えたのは 35 事務所であった。

「海外拠点あり」と回答したうち、その主な海外拠点（国及び都市名）と所属弁護士数は以下のとおりであった。

資料 特3-1-4 法律事務所が持つ主な海外拠点（国及び都市名）と所属弁護士数

国名	都市名	弁護士数	国名	都市名	弁護士数
中華人民共和国		計 27	タイ王国	バンコク	9
	上海市	12	ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン	9
	北京市	8	アメリカ合衆国	ニューヨーク	6
	大連市	4	インドネシア共和国	ジャカルタ	4
	瀋陽市	2	カンボジア王国	フノンペン	1
	香港	1			
シンガポール共和国	シンガポール	26			
ベトナム社会主義共和国		計 16			
	ホーチミン	10			
	ハノイ	6			

（2）法律事務所における弁護士の留学状況

回答のうち、留学先については以下のとおりであった。留学先はアメリカが多いが、海外拠点の有無との関連性は見られなかった。

資料 特3-1-5 法律事務所における弁護士の主な留学先と人数

国名	都市名	弁護士数	国名	都市名	弁護士数	
アメリカ合衆国		計 132 (92)	シンガポール共和国		計 3 (3)	
	ニューヨーク州	39	シンガポール		3	
	カリフォルニア州	27	オーストラリア連邦		計 2 (1)	
	ノースカロライナ州	7	ブリスベン		1	
	イリノイ州	5	フランス共和国		計 2 (2)	
	ワシントン D.C.	4	パリ		2	
	マサチューセッツ州	3	オランダ王国		計 1 (1)	
	テネシー州	2	ライデン		1	
	ペンシルベニア州	2	カンボジア王国		計 1 (1)	
	テキサス州	1	フノンペン		1	
	バージニア州	1	中華人民共和国		計 1 (1)	
	ワシントン州	1	香港		1	
	連合王国（イギリス）		計 14 (8)	フィリピン共和国		計 1 (1)
		ロンドン	7	マニラ		1
スウォンジー		1	ベルギー王国		計 1 (1)	
ドイツ連邦共和国		計 5 (2)	ブリュッセル		1	
	ミュンヘン	2	ベトナム社会主義共和国		計 1 (1)	
アラブ首長国連邦		計 3 (2)	ホーチミン		1	
	ドバイ	2				

【注】各国の弁護士数合計は、都市名の回答がなかった数も含む。（ ）内は都市単位の弁護士数合計。

3 関連団体との連携状況

中小企業海外展開支援弁護士紹介制度では、連携団体からの紹介を受けた中小企業に対して弁護士を紹介する仕組みとなっており、日頃から中小企業の相談に応じている中小企業支援団体との連携も重視している。

この他にも、日弁連と覚書を締結している連携団体やその他の中小企業支援団体に対して中小企業海外展開業務に関する法的支援等をテーマとする講師派遣や法律相談イベントへの相談員派遣等を行っている。

資料 特3-2-3 日弁連の中小企業の海外展開業務の法的支援に関する主な連携実績

年月	活動実績概要
2012年5月	日本貿易振興機構（ジェトロ）、東京商工会議所と連携し、中小企業の海外展開支援に関するパイロット事業開始
2012年9月	日本政策金融公庫と連携を開始
2012年10月	中小企業基盤整備機構主催の「中小企業総合展 JISMEE 2012」に参加
2012年12月	連携団体と中小企業海外展開支援弁護士の交流会を実施
2013年3月	信金中央金庫との連携開始
2013年5月	中小企業基盤整備機構主催の「中小企業総合展 2013 in Kansai」に参加
2013年10月	国際協力銀行と連携開始
2013年10月	中小企業基盤整備機構主催の「中小企業総合展東京 2013-2014」に参加
2013年12月	連携団体と中小企業海外展開支援弁護士の交流会を実施
2014年2月	海外展開一貫支援ファストパス制度に参加
2014年4月	新潟県弁護士会と「中小企業の海外展開支援業務に関する研修会」を共催
2014年9月 ～2015年1月	中小企業基盤整備機構「認定支援機関向け海外展開支援研修（基礎編・実践編）」へ講師派遣（日本各地で開催）
2014年9月	札幌弁護士会と「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度研修会及び海外展開ファストパス制度利用説明会」を共催
2014年12月	連携団体と中小企業海外展開支援弁護士の意見交換会を実施
2015年2月	横浜弁護士会（当時）と「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度・利用機関制度説明会」を共催
2015年2月	大阪弁護士会と「弁護士による海外展開事業説明会」を共催
2015年7月 ～11月	中小企業基盤整備機構「認定支援機関向け海外展開支援研修（基礎編・実践編）」へ講師派遣（日本各地で開催）
2015年8月	広島弁護士会と「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度及び利用機関制度研修会」を共催
2016年2月	京都弁護士会と「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度及び利用機関制度説明会」を共催
2016年4月	海外展開一貫支援ファストパス制度が組み入れられた新輸出大国コンソーシアムへ参加
2016年6月	「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度に関するシンポジウム」を主催

コラム⑤ 実際に中小企業海外展開支援弁護士紹介制度に関わった会員による報告

木下 清午（仙台弁護士会）

先日、ジェトロ（日本貿易振興機構）経由で、隣県の製造業者の方から日弁連の中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を利用した相談を受けた。相談内容としては、同社が製造した商品を米国に販売するに当たり、秘密保持契約書の締結を求められており、その中に、同社に不利な条項が入っていないかどうかを確認して欲しいとのことであった。検討を行ったところ、秘密保持契約書の内容自体はごくシンプルなもので、特段、同社に不利な条項は入っておらず、そのことを伝えたと、安心しておられたようである。地方においても、製造業者が積極的に海外に商品を販売する様になっている状況の中で、日弁連の支援制度が存在する意義は大きいと感じた。

コラム⑥ 中小企業海外展開支援に関する愛知県の取組

田邊 正紀（愛知県弁護士会）

愛知県弁護士会では、地元企業への周知及び支援機関との関係強化のため、ジェトロ中部やJICA（国際協力機構）中部と共催で、各年3回のセミナーを開催している。地元の弁護士のみならず、海外の弁護士を講師とすることもあつる。支部でのセミナー開催も予定されている。企業展（メッセナゴヤ）にも出展し、地元弁護士会による海外展開支援を積極的にアピールしている。人材育成のために、年6回の勉強会を開催しており、出席者には、実際の案件を共同受任してOJTの機会としている。このような取組と海外進出企業が比較的多い地の利を生かして、今後も案件数を伸ばしていきたい。

第 4 章

今後に向けて

日弁連の国際活動は、「国際戦略（MISSION STATEMENT）」の策定を契機に、以前から継続されてきた活動を含め、その「基本目標」の実現に向けてより積極的に行われている。

国際戦略 1. の「公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動」における課題は、個人通報制度の実現、国際人権規範の国内実施を促進するための取組、国際人権機関の勧告に関する継続的フォローアップ、海外の人権問題への対応が挙げられる。また、平和への権利を国際人権規範として確立していくための取組、ビジネスと人権に関する活動、2020 年国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）への対応を開始した。さらに、外国における司法アクセスの向上及び法曹養成制度の運営・改善の分野では、途上国の弁護士会との間で従来から行っている日弁連独自のあるいは JICA 等との連携による協力プロジェクトの拡充にも取り組んでいる。

国際戦略 2. の「弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動」の充実に向けては、日弁連の交流対象国の拡大や交流活動内容の更なる充実が、国際交流委員会のヒューマン・リソースの拡充も踏まえた今後の課題であると同時に、各地の弁護士会の国際化の更なる推進や、国際交流活動の成果の会員への還元も課題となっている。

国際戦略 3. の「社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動」に関しては、2012 年には中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループを、さらに 2014 年には国際業務推進センターを設置し、弁護士の国際的な業務の拡大を推進するための戦略策定、日弁連内外の各関連機関・団体とのネットワークの構築・情報交換、人材育成と国際法律業務とのマッチング等に取り組んでいる。

また、これらの活動に共通する課題である人材育成の観点から、ロースクール推薦留学、若手会員の国際会議派遣、国際機関・外務省・法務省等における国際公務のキャリアサポートの拡充に加え、新たに国際公法（国際刑事法、国際人道法、国際海洋法、国際通商法等）の実務に関する連続研修講座を開始した。

2017 年 9 月にはローエイシア東京大会が予定されており、大会組織委員会に日弁連をあげて協力している。また、2017 年 8 月には AIJA 東京大会も予定されている。各大会に向けた準備活動が、各地の弁護士及び弁護士会の国際化や若手を中心とした人材育成を推進する一つの契機となるよう望まれる。